

京都☆ものづくり産業を担う人づくり推進事業

京都府は、雇用対策の一環として、優れた技能・技術者の所属する事業所における技能継承を支援するため、次世代技能者を育成することを目的として「京都ものづくり産業を担う人づくり推進事業」を実施します。

この事業の趣旨に賛同いただき、技能習得を希望される方（失業者）の技能者育成に御協力いただける事業所に、京都府職業能力開発協会が事業を委託します。

☆対象事業所

次のいずれかに該当する方が所属される事業所

- ①京都府優秀技能者表彰又は京都府青年優秀技能者奨励賞表彰を受賞された方
 - ②全技連マイスターの認定を受けた方 ③技能グランプリに入賞された方
 - ④特級、1級、単一等級の技能士又はそれに相当する技能・技術者であり、その方が所属される団体が優れた技能・技術者と認められた方
- ※④の場合は所属団体の承認が必要です。

☆事業の申請

- 提出書類：協力いただける事業所のみな様は申込書及び計画書を職業能力開発協会に提出してください。

☆受託の要件

- 技能習得希望者の募集をハローワークなどで実施してください。
(京都府、協会のHPでもアップします。)
- 技能習得希望者の選考面接を実施してください。
- 本事業の雇用期間は、6月を基準に1年以内とし、平成24年3月末までとします。
- 事業所に指導者を配置し、雇用者を管理・指導していただく必要があります。
- 職業能力開発協会が実施するOFF-JTに雇用者を参加させて下さい。
- その他の要件等については、職業能力開発協会と契約を取り交わしてさせていただきますので遵守願います。

☆必要経費

- 雇用者の賃金（通勤手当、労働保険負担分、社会保険負担分を含む）は金額に上限はありますが、京都府が負担します。
(労働保険、社会保険には必ず加入してください。)
- 事業所の指導者手数料が必要な場合は一定額を支給することができます。
- その他消耗品等の経費も予算の範囲内で支給できます。
(但し領収書など証拠書類が必要)

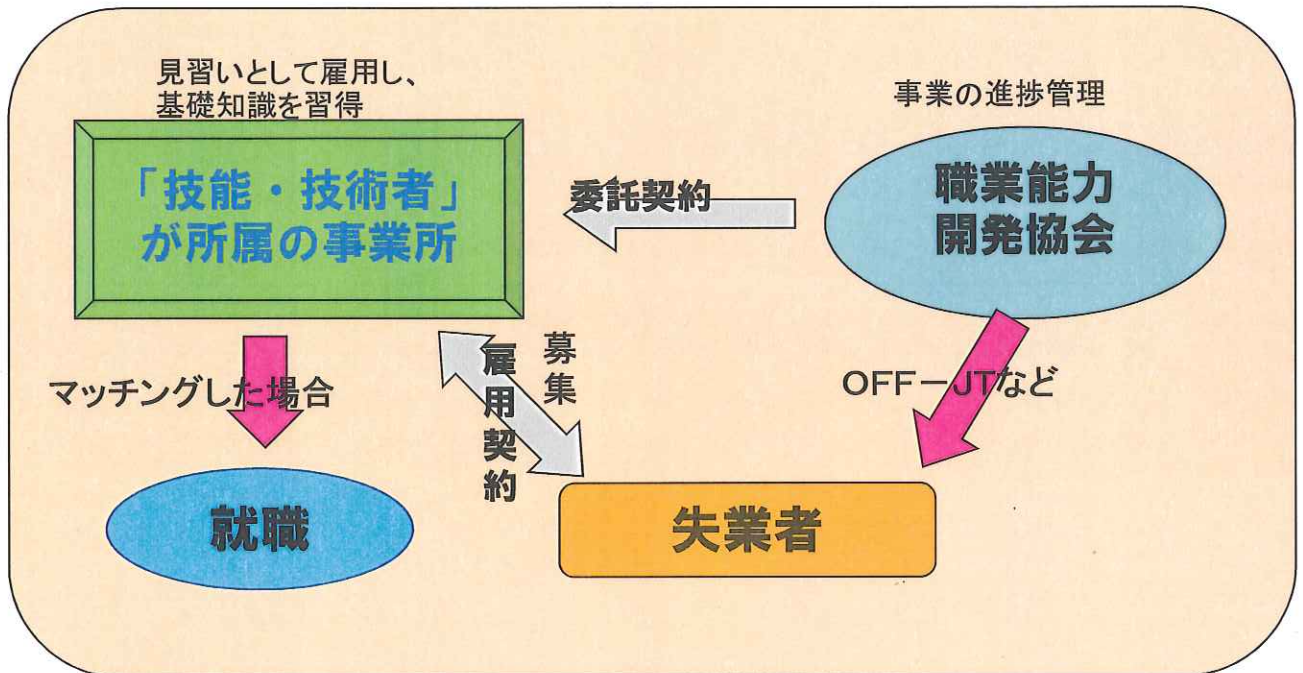
詳しくは、下記までお問い合わせください。

京都府職業能力開発協会	TEL	075-642-5075
	FAX	075-642-5085
京都府商工労働観光部ものづくり振興課	TEL	075-414-5104
	FAX	075-414-4842



京 都 府

京都☆ものづくり産業を担う人づくり推進事業



京都府

事業申請事業所は職業能力開発協会に受入の申し込み

ハローワークなどで求人を募集

失業者を面接、選考、決定

協会と委託契約

雇用期間終了

事業所、受入者の双方がマッチングした場合は、事業所
(又は業界)において引き続き雇用が可能

